確定申告書の提出はお早めに

松本税務署からのお知らせ

平成 21 年分の所得税の確定申告相談及び申告書の受付は、平成 22 年 2 月 16 日（火）から 3 月 15 日（月）までです。期限間近になると税務署は大変混雑することが予想されます。申告書はご自分で作成し、できるだけお早めの提出をお願いします。

（国税電子申告・納税システム）

はじめてみましょう ネットで申告 e-Tax（イータックス）

イメージキャラクター　イータ君

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成してみませんか。画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータは、e-Tax（電子申告）を利用して提出できます。e-Tax は 1 月 18 日（月）の午前 8 時 30 分から、確定申告期限の 3 月 15 日（月）までは、24 時間利用できます。また、e-Tax を利用されない場合、申告書は郵便・信書便による送付や、税務署の時間外収受箱への投函もできます。

今年は自宅からネットで申告

1 最高 5,000 円の税額控除

平成 21 年分の確定申告を本人の電子証明書を付して、申告期限内に e-Tax で行うと、所得税額から最高 5,000 円の控除を受けることができます。（平成 19 年分または平成 20 年分の確定申告でこの控除を受けた人は、受けられません）

2 添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出または提示を省略することができます。（確定申告期限から 3 年間、書類の提出または提示を求められることがあります）

3 還付金がスピーディー

e-Tax で申告された還付申告は、早期処理しています。

～ご利用の前に～

e-Tax の利用に際しては、電子証明書の取得（手数料が必要）、IC カードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

www.nta.go.jp 確定申告 検索

所得税の納付は、便利な口座振替をご利用ください

納期限 3/15（月）　口座振替の場合の振替日 4/22（木）

◎電子証明書に関する問い合わせ　穂高総合支所内市民課（TEL82・3131 FAX82・6622）
◎ e-Tax に関する問い合わせ　松本税務署（TEL32・2790）

住宅ローン控除について

市県民税の

対象となる期間内に住宅へ入居し、所得税の住宅借入金等特別控除が引ききれていない人は、翌年度の市県民税から控除することができます。また、平成 21 年度税制改正により**「市県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」による市への申告は原則、不要となりました。**

◎ 控除の対象になるか、今すぐチェックしてみよう

注意・この控除は住宅ローンの返済が残っている人が対象です。
・この表は、市県民税の住宅ローン控除の対象になるかを簡易的に判断する目安ですので、当てはまらない場合もあります。ご不明な点は市民税課へお問い合わせください。

スタート

平成 11 年～ 18 年の間 もしくは 平成 21 年に入居した。
- NO → 市県民税の住宅ローン控除の対象になりません。
- YES ↓

平成 11 年～ 18 年の間に入居した。（平成 21 年に入居の場合は「いいえ」）
- NO → 平成 21 年分所得税の確定申告で住宅借入金等特別控除を受けた結果、差し引き所得税＝０円でさらに引ききれない控除額がある。
- YES ↓

給与所得者で、年末調整済みで確定申告をしない。
- NO → 平成 21 年分所得税の確定申告で住宅借入金等特別控除を受けた結果、差し引き所得税＝０円でさらに引ききれない控除額がある。
- YES ↓

平成 21 年分給与所得の源泉徴収票の記載が 源泉徴収額＝０円①で 住宅借入金等特別控除可能額③＞ 住宅借入金等特別控除の額② となっている。
- NO → 平成 21 年分所得税の確定申告で住宅借入金等特別控除を受けた結果、差し引き所得税＝０円でさらに引きれない控除額がある。
- YES ↓

源泉徴収票の摘要欄に居住開始年月日④が記載されている
- NO → **控除の対象となります。** 訂正した給与支払報告書を事業所から市に提出するよう事業所給与担当者に依頼してください。
- YES ↓

控除の対象となります。 市への申告は原則、不要です。

平成 21 年分所得税の確定申告で住宅借入金等特別控除を受けた結果、差し引き所得税＝０円でさらに引ききれない控除額がある。
- YES ↓

控除の対象になります。 確定申告書第二表の特例適用条文等欄に居住開始年月日を記載⑤してください。

確定申告書第二表（A の場合、B も同様）

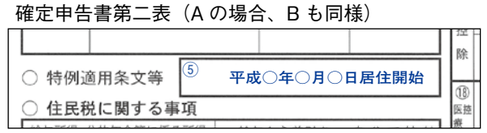

給与所得の源泉徴収票

◎市県民税に関する問い合わせ　豊科総合支所内市民税課（TEL72・3111 FAX72・8340）
◎所得税に関する問い合わせ　松本税務署（TEL32・2790）